

1. 平成25年度内部環境監査について

全8部署に対し、1月20日、29日、2月3日、3月3日、10日の5日間に亘り、ISO 14001の規格、及び当社のマニュアル、規格等に基づき内部環境監査を実施しました。最後の阿久和工場の予定が、2月14日の大雪による操業への影響のため、監査を延期するなどのアクシデントがありましたが、全部署のご協力のもと下記のような監査結果を得ました。

(詳細は内部監査終了報告書を参照下さい)

重大な不適合(A)	なし
軽微な不適合(B)	なし
観察事項(C)	1件
*要望・推奨事項	22件
良い点	1件
その他コメント	2件



今後も、地球環境改善、温暖化防止、業績の向上、及び業務の効率化・改善の一助となることを目的とし、環境マネジメントシステムがより役立つことを目指していききたいと思いますので、これからも継続して取り組みにご協力いただきますようお願いいたします。

2. いろいろな環境に関わる資格、ご存知ですか?

環境マイスター

1月25日の朝日新聞に「環境マイスター」の記事が掲載されていました。この資格は京都市のNPO法人「環境市民」が発案し、商品の販売現場に立つ人を対象に環境に優しい製品の選び方や使い方をアドバイスできるよう養成するのだそうです。2005年、内閣府先駆的省資源事業のモデル支援事業として、山形県下と和歌山県下を対象に環境マイスター研修認証制度を実施したのが始まりで、環境マイスターは2日間の研修を受け、終了後の試験に合格して認定されるとのこと。2007年からは環境省主体関連携事業として実施され、その後、2009年に神奈川県、2010年には東京都と長崎県等、この認定制度を導入する地域が徐々に増えていき、2013年12月末までに3500人を超える認定者が誕生しているそうです。現在、導入している業種は自動車販売(神奈川県では自動車販売部門826名の認定者)、家電販売、ガラス・サッシ施工、住宅販売の各部門に限られていますが、今後拡大して私たちの業界にも……?

省エネマイスター

この資格の対象地域は高知県全域で、実施団体、特定非営利活動法人「環境の杜こうち」が主体となって高知県文化環境部循環型社会推進課や県内の生活協同組合、電気商業組合、四国電力、三里消費者グループ等と連携して推進しています。家電店での実務経験が3年以上を対象とし、省エネマイスター養成講座受講、修了後の試験合格者12名が「省エネマイスター」として高知県に登録されました。



家電店や地域において、顧客・住民等に省エネ家電についての説明をするとともに、家庭を訪問し家電の省エネ診断や省エネについての情報を伝える家電店での省エネ相談や出張省エネ相談所での相談結果を基にして、二酸化炭素の削減を図ることを目的としているそうです。

3R推進マイスター

3RとはReduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:再資源化)の3つの英語の頭文字を表し、3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくして、環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(=循環型社会)をつくらうとするものです。最近、スーパーなどでレジ袋の有料化が増えてきてい

ますが、レジ袋等容器包装廃棄物の排出抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱し、この推進員により容器包装廃棄物の排出の状況・排出抑制の取組の重要性に関する啓発、消費者への指導・助言等を行うことにしました。この「容器包装廃棄物排出抑制推進員制度」を広く周知するために愛称を公募し、「3R(スリーアール)推進マイスター」と呼ぶこととしたとのこと。平成19年5月に全国規模でオピニオンリーダーとして活躍されている方々、赤星 たみこ、有森 裕子、大橋 マキ、北野 大、白井 貴子、竹下 景子など14名を委嘱(第1期委嘱者)し、さらに同年10月に地方を中心に活躍されている45名が委嘱(第2期委嘱者)されました。その後、第6期までのマイスターの方々が委嘱されて、現在では全国104名の方が講演、パネリストなどで活躍されているそうです。



環境プランナー

環境に関する民間資格のひとつであり、評価・登録制度及び研修機関の認定は一般社団法人環境プランニング学会が行っています。ビジネスと環境の両立を組織のために提言・実行及び指導ができる人材の育成を目的に、平成13年に創設されました。資格制度では「環境プランナーベーシック」「環境プランナー」「環境プランナーER」「環境プランナーERO」という4つのグレードがあり、資格要件は、環境に関する学士・修士・博士課程などの在籍や2年以上の業務経験および20時間以上の専門講義の修了等があり、各修了試験に合格することが義務づけられています。2013年1月時点、約2,200人の有資格者が登録されているとのことです。



3. ISOマネジメントシステム規格ISO14001改訂動向

ISO14001規格は初版が1996年に発行されました。ISOマネジメントシステム規格は定期的に(当初計画では約5年サイクルを目途)見直しが行われることになっており、第二版の改訂規格は2004年に発行されました。第三回目の見直し作業は、国際標準化機構(ISO)に設置されたTC207の作業部会で進められており、その経過はCD(委員会原案)として発行されています。現在CD2に対する加盟国のコメントが集められており、この先2014年5月DIS(国際規格案)、2015年1月~2月FDIS(最終国際規格案)が発行されることになっています。これらに対するコメントの募集・審議を経て2015年5月頃、ISO14001改訂版IS(国際規格)が発行されるとの見通しです。改訂内容は情報収集中ですが、一つは品質、環境などの複数のマネジメントシステム規格共通化の動きです。複数のマネジメントシステム規格を運用している組織は、重複作業の発生、運用・審査費用の負担の増加、各マネジメントシステム間の矛盾の発生などの問題を抱えおり、負担を軽減するために各マネジメントシステム規格の上位構造、要求事項、用語・定義を共通化することが検討されています。もう一つは新しいアプローチと方法論を検討する目的で作られているグループ(Future Challenges for EMS Study Group)から提案されている推奨事項への対応でサステナビリティや環境パフォーマンス、サプライチェーンにおける環境影響など次の11テーマで、ISO14001の改訂に影響を与える可能性が高いものです。要求事項に関しては、いまのところ、環境情報発信に関する2つの要求事項の追加だけ、具体的には環境影響情報の外部発信の義務(7.4.3項)に加えて、製品の使用、廃棄に関する顧客への情報発信の義務(8.2項)の要件が規定に追加されたようです。これらの検討結果や規格要件の追加変更に伴い、当社の環境マニュアル、規程などの改訂、且つ実施すべき事項が追加となる可能性があります。その場合ISO14001改訂版IS発行後、2~3年の移行期間内に対応が必要となり、対応状況が外部審査で審査されることとなります。

